

近畿地方整備局事業評価監視委員会（令和４年度 第４回）

日 時 令和４年 １２月２７日（火） １５：００～１７：００

場 所 大手前合同庁舎 １階 共用会議室（Web 併用）

「一般国道９号京都西立体交差」

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、今御説明がありました一般国道９号京都西立体交差について御意見、御質問等がございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

先生、お願いします。

【委員】 交通量と混雑量の推移を示したスライドがあったと思います。平成１１年の事業化当初から２０年ぐらい経過していますが、最近は交通量が少し減っているようです。これはどういった理由でしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。

交通量の減少につきましては、今、スライド上に出て示しておりますとおり、京都縦貫自動車道が南北に走っておりますが、国道９号にタッチするところから名神にタッチするこの区間が平成２５年に開通しております。これがない時代は、例えば名神高速で名古屋から来た車が京都の北部に向かう場合は、国道１号の周辺で降りて、国道９号を走って北部に向かっていたものが、この高速道路がつながることによって、名神高速道路から京都縦貫へと高速だけで移動できるようになったことで、国道９号を走っていた車が高速に転換したことなどが考えられます。

【委員】 よく分かりました。

あと１点ですが、五条天神川の交差点の交通容量はどの程度を想定されていますか。

【事務局】 整備後、約４万６，０００台を見込んでおります。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問、御意見はございますか。

私から、質問ではなくコメントです。京都市からの関係自治体の意見として、バスの定時性についての記載がありますが、前回、他の事業においても、地元からバスの定時性確保に期待されているということもありました。定時性の確保につながるのであれば、それ

を書くことによって、地元の方、市民の方、府民の方が効果を実感しやすくなります。もしそういう効果があれば、このプロジェクトに限らず、道路事業については、今後、記載いただければ、地元市民、府民の皆さんにも伝わりやすいかと思しますので、よろしく願いたいと思います。

【事務局】 定時性につきましては、我々としても重要な整備効果だと思っておりますので、なるべく表現できるように努力してまいりたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

先生、お願いします。

【委員】 御説明ありがとうございます。

最初のページの、進捗状況について、用地の取得状況が平成29年度と同じ43%となっております。また、その1つ上の事業の進捗率も前回より1%だけの進捗となっていて、ここだけを見ると、あまり進捗がなかった印象を与えてしまいます。この点について説明があればありがたいと思います。

以上です。

【事務局】 事業の進捗の見込みのところでお説明いたしましたとおり、千代原口地区の工事中において、工事中の交通規制によって周辺に大規模な渋滞が発生いたしましたので、同様の渋滞が葛野地区でも想定されることから、葛野地区の工事中の交通混雑を緩和するために迂回路ですとか渋滞解消の方策を検討していたところです。その方策の検討と、具体的にここで示しておりますように、右折レーンと直進レーンを分ける交差点改良事業を行ってまいりましたので、それで事業進捗率が1%ということでございます。したがって、本体事業については、この5年間ではまだ着手できておりません。

【委員】 そういうことですね。ありがとうございました。

【委員長】 先生、よろしいでしょうか。

他はよろしいでしょうか。

それでは、御質問、御意見等もひとまず受けさせていただいたということで、ここでまとめに入りたいと思います。一般国道9号京都西立体交差ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業継続することが妥当と判断されるといたしますが、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、事業継続ということで、次の案件について進めていきたいと思えます。

続きまして、一般国道312号大宮峰山道路の審議を行いたいと思えます。資料の説明は、福知山河川国道事務所をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

「一般国道312号大宮峰山道路」

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、今御説明がありました一般国道312号大宮峰山道路につきまして、御意見、御質問等をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

今御説明があったと思えますが、事業を始めたところで、これからコストの縮減等には努めていかれるため、今回は記載されてないということでしたか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【委員長】 分かりました。

では、先生、お願ひします。

【委員】 御説明ありがとうございます。

現在、用地交渉に時間を要している旨の記載があります。この周辺の環境としては、まさに11ページの写真にあるように、農地あるいは森林を通過しながら道路を整備いただいているところかと思えます。その農地あるいは森林において、配慮事項等は普通の事業と同様にされているかと思えますが、用地交渉に時間を要するのは、実際に森林なり農地を持っている方からの声なのか、あるいは、地域住民の方、そこで生活をしている方からの声があるのか。始まったばかりの事業ではありますが、そのあたりはどういう状況の中で用地交渉に時間を要しているのかという点について簡単に御説明をお願ひします。

【事務局】 土地所有者の方と交渉しているところでございます。何に手間がかかっているかといいますと、相続を受けておられる方がおられて、その方が相続に対して少し思うところがあって、交渉が難儀しているところでございます。ただ、先々日ぐらいに状況が変わりまして、我々にとっては、しやすい状況になりましたので、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

では、道路整備に伴う環境変化に対しての声というよりも、そういう相続的、財産管理

的な意味合いでの声が多いということでしょうか。

【事務局】　　そういうことです。事業の反対というわけではなくて、我々との交渉というところがございます。

【委員】　　承知いたしました。自然環境にも配慮しながら道路を造っていただく点で御苦労が多いと思いますが、よろしく願いいたします。

【事務局】　　ありがとうございます。

【委員長】　　ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

では、先生、お願いします。

【委員】　　今の御質問に関連しますが、事業延長が2年ということで、先ほど御説明いただいた土地の収用に関して時間がかかっているから2年の延長と理解したらよろしいでしょうか。

【事務局】　　今の進捗のペースから見て、そのものが解決すれば2年程度で事業が進められると考えております。

【委員】　　ありがとうございます。

【委員長】　　よろしいでしょうか。

環境の話が出ましたが、道路整備は確実に地元への経済的な効果もあり、様々な施設が道路沿いに立地する可能性もあることから、それによる環境の問題等も出てくると思います。地元の自治体も関係することなので、国土交通省だけでコントロールできることでもありませんが、沿道の発展による環境問題も事後的には課題になるかと思えます。また御配慮いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、審議ということにさせていただきます。一般国道312号大宮峰山道路ですが、当委員会に提出された資料説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業を継続することが妥当と判断されるといたしますが、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】　　ありがとうございました。

それでは、事業継続ということで、3つ目の議題に進めていきたいと思えます。

【事務局】　　ありがとうございました。

「国道161号小松拡幅、国道161号湖北バイパス、一般国道161号湖西道路（真野～坂本北）」

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、国道161号小松拡幅、国道161号湖北バイパス、一般国道161号湖西道路（真野～坂本北）について御意見、御質問等を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

先生、お願いいたします。

【委員】 1点だけ質問させていただきたいと思います。スライドのページ番号6番のところで、地盤改良が必要になったために費用の増加が判明したということが書かれていますが、図を見ると、現況の地盤のすぐ隣であるから、現況の地盤調査の段階である程度地盤の状況は分かっていたはずですが、なぜこれが、新たに調査した結果として対策が必要になったのかという理由があれば説明いただきたいと思います。

以上です。

【事務局】 ありがとうございます。

暫定2車で供用した場合の4車化の土地につきましては、土のままで存置していたこともございまして、長年にわたる降雨、雪等の水分が過剰に浸透したことによって、当初思っていた以上にCBRの低下が見受けられています。通常設計CBRが20ぐらい必要ですが、調査した結果、6.6であるとか0.6であるとか、かなり下回っている現状でございました。

以上です。

【委員長】 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょう。

新たにこういう地盤であったことが判明したという説明はよくあります。これは毎回議論になりますが、事前に全てを把握することが極めて難しく、どうしても、工事着手後新たに判明することがあるとは伺っています。今、先生から御質問もありましたが、よく御質問の出る内容でもありますので、今後は、地盤関係でコストが上昇した場合の理由をできる限り御用意いただきたいと思うところです。この件に限らずのコメントです。

ほかに御意見、御質問はございますか。

【委員】 ありがとうございます。

説明資料の4ページですが、騒音対策に伴う遮音壁の追加施工分の増加が大きいわけで

ございます。これにつきましては、基準値を超える以上、対策をしっかり打つ必要がある
ので、この増加自体は問題ないと考えます。ただ、これが当初予測を上回った理由でござ
います。車線を増やしているということですが、これはそもそも法アセスをしていないと
いうことになりますか。それが1つ目の質問です。

2つ目の質問は、写真からは分かりにくいですが、上り線側の遮音壁を見ますと、ここ
の区間、新たに設置する部分は、近くに住宅が結構建っているように見えます。これが詳
細な予測をするまで分からなかった要因はどのようなものがあったのでしょうかというの
が2つ目の質問です。

以上です。

【事務局】 1点目のアセスにつきましては、着工前から行ってございました。^(注) た
だ、今回、詳細な設計ということでございますが、この断面を見ていただきますと、掘り込
みの断面になっていまして、さらにこの沿線の開発が進むことによって、近隣のところに
新しい住居が張りついてきている現状もございます。この環境基準につきましては、昼
間60デシベル、夜間55デシベルで、それに対して63デシベルでありますとか、夜間
では60デシベルということで、下から舞い上がってくるような音の評価も立体的に行う
ことによって、対象家屋のところの基準値を超えたことが判明したということでございま
す。 以上でございます。

(注) 当委員会で事務局から行った上記__部分の発言について、事実関係に誤りが
ありました。下記__部分へお詫びして訂正します。

(訂正後) アセスについては、当事業の4車線化区間は延長が短く、環境影響評価法に
よる対象事業に該当しないため実施しておりませんが、事前に事業者による
騒音予測は行っていました。

【委員長】 先生、いかがですか。

【委員】 ありがとうございます。

私も後からの開発が一部影響を与えていると予想していました。ただ、道路事業の場合
には長期にわたるわけですし、また、沿道の開発をすれば周辺の開発も進むことになりま
す。やはりアセスの段階で不確実性については記載すべき項目になっているかと思いま
すので、評価書等にはそういう可能性は言及されていて、追加の措置をしますと言ったこと
が書き込まれていたのかどうか。もし書き込まれていないとすると、ある程度評価書にも
不確実性は書くことはできますので、やはり今言ったようなことが想定されることを前提

としたアセスメントが必要なのではないかと思うのですが、この点はいかがでしょう。

【事務局】 事業当初の段階で、それらの開発が完全に見込まれる場合は、それらも想定した対策を打ち出すことを考えてございましたが、今回につきましては、暫定供用後かなり年数がたつ中で、そこまでの開発等々が見込まれていなかったことと、さらに、昭和63年度の有料事業から無料化を図ることによって交通転換がされて、交通量もかなり伸びてきたという様々な要因があって、今回、予測値は当初より思った以上に伸びてきているという現状と考えております。

【委員】 ありがとうございます。

個別的な事象について御説明いただきましたので、ある程度理解できたかと思えます。ただ、先ほども言いましたように、一般的な事項といたしましては、道路開発自体がもともと長期的なものでございますし、また、騒音自体は比較的シミュレーションしやすいものであると思えますので、不確実な事項については不確実事項として記載することも含めまして、道路完成後を見据えた、より精緻な予測あるいは記載を今後も継続していただければと思います。

以上です。

【事務局】 ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。

これは重要な話であったかと思えます。やはり沿道にはいろいろなものが立地する可能性があるのですが、その不確実性も考慮していろいろ対策を打たないといけないという御意見だったと思えます。研究レベルでも、実はそこまで詳細な、ミクロな予測は多分できていないと思えます。その意味では、学術的にも、どれぐらい立地するかという予測を大ざっぱにはできて、ミクロに予測できている段階にはないと思うので、そういう進歩も併せてできれば面白いかと学者的には思いました。この辺は実務、それから、研究面でも課題とさせていただきたいと思えます。

先生、よろしいですか。同じことでしょうか。

委員の先生方はやはり同じ御意見をお持ちです。不確実性といっても、確率論でいうと、どの程度かにもよるとは思いますが、もう少し詳細予測をして、対策を立てていく必要があるという、中長期的な、大きな御示唆だったと思えます。事務局も含めまして、お留め置きをお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、先生、お願いします。

【委員】 御説明ありがとうございます。

10ページに交通安全についての状況が示されています。3便益の中ではそれほど大きなものではないと思いますが、事故の内訳見ると追突事故が大きく見えます。こういう直轄の国道のレベルでいうと、大体平均的な状況なのか、もし分かれば教えていただけますか。

また、正面衝突も比較的多いです。例えば福井の中部縦貫道路では、2車線の場合に正面衝突事故が多く、中央にワイヤーロープによる対策をすることもあります。そういうレベルにはないのかどうか。交通量が多くて速度も速い道路かと思えますので、そのあたりの管理について教えていただければと思います。

【事務局】 やはり事故の件数といたしましては161号が多い傾向にございます。といますのも、もともと滋賀県は交通の要衝でございまして、京阪神から無料で北陸圏に流れる場合は161号が使われます。大型車両が多いゆえにスピードが乗ることと、ハンドル操作の誤りで事故が起きている現状になっています。

現在そういったものに対して、ワイヤーロープで車線を物理的に分断する、遮断する対策を講じてございますが、やはりそういったものも飛び越えての事故が依然発生している現状でございます。引き続きワイヤーロープの設置は継続していく予定でございますが、抜本的には4車化対応が一番効果があるのではないかと考えてございます。

【委員】 ありがとうございます。

ここもワイヤーロープの設置をされているということで理解しました。

【事務局】 入っています。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この案件に関しまして、審議結果をまとめたいと思います。国道161号小松拡幅、それから、国道161号湖北バイパス、一般国道161号湖西道路（真野～坂本北）につきましては、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり事業継続とすることが妥当と判断したいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、事業継続ということで、次の案件に移りたいと思います。続いての案件は東播海岸直轄海岸保全施設整備事業についての審議となります。資料の説明を姫路河川国道事務所、お願いいたします。

「東播海岸直轄海岸保全施設整備事業」

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただきました東播海岸直轄海岸保全施設整備事業について、御質問、御意見等がございましたらいただきたいと思います。

先生、お願いします。

【委員】 ありがとうございます。

この事業名自体が「海岸保全施設整備事業」となっております。当初より、25ページのようなアカウミガメの産卵地域を保全するとか、海岸植生であるハマボウフウ、コウボウシバといった海岸植生の保全、そして、藻場の保全という3つを掲げて、その中で、今御説明のあったような上部フレア構造に変更されたり、並行して、海岸植生等の環境を保全するためにどういう工法が一番いいかということで今の工法を取っておられるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 事業の目的といたしましては、最初に御説明させていただいた侵食の防止、高潮被害の防止、交通遮断の防止を目的として海岸保全施設の整備を進めていますが、その中においては、沖合に離岸堤を整備して、面的な防護で砂浜も養浜して整備し、面的に高潮等の被害を防止することも行っております。併せて環境保全にも力を入れることで、砂浜の維持を図るであるとか、砂浜を生活の場とするような植物がそういうところに帰ってきたり、ウミガメが産卵に来たりという副次的な効果も生まれているということで、目的としては被害の防止ですが、そこに併せて環境保全も図っている形になっているということでございます。

【委員】 ありがとうございます。

両にらみでしていただいて、大変ありがたいと思います。いつも評価するときに、なかなか生態系保全に資する事業かどうか数字で表れにくいというお話はよく伺います。今回もこういった環境保全に対しての指数化、数値化は難しく、B/C上では1.36なので、前回より上回ってはいますが、こういうところも試算として反映できるのか、あるいは

は、難しいのかという点はいかがでしょうか。

【事務局】 先ほどの環境の項目については、B/Cの便益の中に貨幣換算して入っているわけではなく、貨幣換算できないものの例として、環境の効果を別ページで挙げさせていただいている形になっています。

【委員】 承知いたしました。ありがとうございます。

数字に表れないのに一生懸命していただいて大変ありがたいことだと思います。環境省も2050年に向けて、人と自然が共生する社会をつくると言っていただいておりますので、こういうものがうまく数字にも反映されて、ハード事業と環境が一体化して進むといいと思っております。そういう意味では、今回は海岸植生全体の保全にもつながると理解しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

恐らく、先生のご質問は、数値化されるのは難しいからこそ、ほかの目的もあるという制約条件の中で、最善の環境対策をされているかという御質問だったかと思っております。制約条件下での工法の選定ということで、それも1つ事業継続の審議のテーマになるのではないのでしょうかというご意見であったと思っております。厳密に最善かどうかを保証するのは難しいと思いますが、今回も検討された中で、最もよい方法を提案されているという理解かと思っております。

【委員】 これはそういう御提案かと考えます。

もう1つは、地域の方とか皆さんに理解していただくために、モニタリング調査はされていると思っております。海岸の厳しい条件を除外すると、在来植物より外来植物のほうが繁茂する環境をつくってしまうので、今はいいところを見せていただいておりますが、課題も絶対出てきます。そのあたりは、地域の方と連携して、この環境をいい方向に持っていくという今後の運営の中で工夫いただけると、なおありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

事後評価でも、そういうところを見ていただくということと、このような案件については、いろいろな制約条件を考えた中での最善策ということとをできるだけ説明していくことが大事かと思っております。

【事務局】 環境面でも、そう言えるように検討していきたいと思っております。

【委員長】 よろしくお願ひしたいと思ひます。

先生、挙手されていると思ひますので、よろしくお願ひします。

【委員】 ありがとうございます。

私も今の関連のところでは、まず1点目は、先ほどのアカウミガメ等の環境保全措置はもともと組み込まれていた内容と理解しております。今回ここにかかったものは技術革新、それから、社会情勢の急激な変化による再評価の必要性ということですが、そこで今回変わったところは、例えば12ページ目だと理解しております。そういたしますと、上部フレア型の構造は、従来なかったものでもないと思ひていますが、どの部分が技術革新なのか。下の写真を見ますと、一部だけが上部フレア構造になっていて、左側は消波堤整備から消波ブロックに変わったということですか。どの部分が技術革新で、どこがどう変わったのかについて教えていただけますか。

【事務局】 今回、事業評価をした理由といたしましては、現在直轄化しているところの事業費が10%増加したということで、その増加の要因が護岸形式に見直したということです。その背景といたしましては、最近瀬戸内海の環境保全に関して非常に関心が高まっております。2年前に瀬戸内海環境保全特別措置法も改正されて、この4月から施行されています。豊かな海づくりに向けた関心が非常に高まっています。そのような中で、地域の方々の整備に関する御意見をお伺ひした際に、なるべく海の中に人工構造物を入れるような構造にしないでほしいという環境配慮に対する御意見も地域からいただいたところでございます。そういうことも踏まえまして、今までであれば海の中の消波堤ということで考えていましたが、地域の環境に配慮してほしいという声も踏まえ、できるだけ海に入らないような構造に見直して、消波ブロックであるとか護岸フレアであるとか、なるべく海にタッチしない形での対応に変えたということになっております。

【委員】 ありがとうございます。

そうしますと、技術革新というよりは、瀬戸内法の改正、漁業、それから、生物多様性への影響があつて、兵庫県計画、瀬戸内計画も改定されており、環境保全型の海岸保全施設がより強調されるに至っているわけではあります。そうしたことが今回の工事方法の変更の主たる要因の1つだと思ひます。法改正とか、政策の変更に伴うとか、そういうことはあまり書かれたことがないと思ひますが、重要なことでもあり、また、今後のこうした保全施設の整備に当たっても、前提要件として考慮されるべき事項だと思ひますので、今おっしゃられた点は、できればどこかにもう少し明示的に書いていただいたほうが、今後の仕方にと

って、より明確なサジェスションになるのではという気がいたしました。

以上です。

【事務局】 14ページの上の黄色の括弧書きの「海洋環境に配慮した構造についての意見もあり」というところでそれを書いていたつもりではありましたが、もう少し明確にという御意見だと思いますので、少し今後書き方についても考えてみたいと思います。

【委員】 ありがとうございます。

これは法的な要請でもあり、あるいは、法律に基づく瀬戸内計画の要請でもあるかと思っています。ここが法的な基礎がある要考慮事項なのかどうかということころは、そうではない場合との大きな違いかと思っていますので、そこは書き込んでいただいたほうがいいのではないかという意見でございます。先ほど説明していただいたので、ここに少しそういった趣旨のことを書いていただいているのは分かっていたのですが、「意見もあり」というよりは、もう少し法的な基礎があるということころを書き込んでいただければという趣旨でございます。

【事務局】 あと、瀬戸内海環境保全特別措置法を出したのは、瀬戸内海に関する関心が高まっているということでございまして、瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されたことは、この整備の仕方を見直したことは直接的に関係ないということでございます。我々は地域の御意見を聞いて、環境にも配慮した構造にするということで、こういう護岸の構造に変えたということでございます。

【委員】 ありがとうございます。

そうであれば、逆に瀬戸法の改正の趣旨の中では、豊かな海ということ先ほどおっしゃいましたが、そこを目的としておりまして、それに基づく兵庫県計画では、まさに環境保全型の海岸保全施設という文言が入っているはずです。そういう意味では、瀬戸内法の少なくとも兵庫県内の計画に関しては、法律に基づく計画上の要請事項であると理解しております。今回の変更はそれよりも前であったとしても、今後それが一層法定計画に基づいて要請されている事項であるということは、ここで再確認をしておきたいと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございました。

前後関係が今回は少し違いますが、そのような法的なことにもつながり、影響を受けているということもありますので、書ける範囲で書いていただくとともに、なぜ再評価を受けることになったのかという理由が少し分かりにくいというのが前回からもありましたの

で、この件に限らず、できるだけ明示いただくほうがいいという話にもつながっているような御意見とします。それらについてはまた今後の案件において、お願いしたいところ
です。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問をいただいた上で、まとめとさせていただきますが、東播海岸直轄海岸保全施設整備事業ですが、当委員会に提示された資料、説明の範囲において、お
おむね適切であり、対応方針（原案）のとおり、事業継続が妥当と判断したいと思
いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、事業継続にて、よろしく願いいたします。

重点審議の最後の案件となりますが、引き続きまして、和歌山下津港北港地区エネルギー
一港湾整備事業の審議でございます。資料の説明につきましては、和歌山港湾事務所、よ
ろしく願いいたします。

「和歌山下津港北港地区エネルギー港湾整備事業」

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、今御説明がありました和歌山下津港北港地区エネルギー港湾整備事業につ
いての御意見、御質問を承りたいと思います。御質問、御意見はございません
でしょうか。先生、お願いします。

【委員】 御説明ありがとうございます。

確認をさせていただきますが、今御説明いただいたところでは、7ページにありま
すように、関西電力のほうの具体的な時期が示されていないため、一旦進
度調整をなさるとい
うことで理解してよろしいでしょうか。まずこの点をお願いできればと思
います。

【事務局】 そうです。現在は令和14年度以降に運転を開始するという
ことになって
おりますので、それを目標に我々の整備も進めていきますが、令和14年度
以降がずれて
きますと、それに合わせて防波堤の工事もずらしていくということで考
えております。

【委員】 完成は、令和14年を目指されるということですか。

【事務局】 現段階では、関西電力が令和14年度以降と言っております
ので、令和14年度も視野に入っているということで我々は理解して
おります。

【委員】 ありがとうございます。

もし、進度調整をなさるとなった場合ですが、これは事業としては一旦止まると理解していいでしょうか。

【事務局】 その点につきましては、事業評価は5年ごとに実施することになっておりますので、5年後がどのような状況かによりまして、また事業評価をさせていただきたいと思っていますし、途中で着手時期が決定したということになりますと、その時点で事業計画を再度見て、事業評価をかけるか、かけないかも考えて進めていきたいと思っております。

【委員】 ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。

少し分かりにくいですが、令和14年度にLNGの火力発電が始まるという話なので、それに合わせて動き出しているということ、ただし、そこには若干の不確実性があるので、もしそういう不確実なことが起こってしまったら、工期も改めて見直し、再評価にかけて改めて審議する方向で進めるということでしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおりでございます。

【委員長】 分かりました。

先生お願いします。

【委員】 防波堤の整備と和歌山火力発電所の運用が一体であることはよく理解できますが、3ページにも示されているように、2050年のゼロカーボンというのは明確に国が打ち出している中で、関西電力がどう判断するかが非常に悩ましいと思います。また、3ページの右側に、電源投資の課題として、「建設」、「運転」、「廃止」とあって、稼働した場合にも廃止を見込んでいるという図があります。その廃止というのは、ゼロカーボンにらんでの廃止ではなくて、火力発電所そのものの寿命がいつか来るので廃止するという図なのか。2050年ゼロカーボンを見込んでいる中で、発電所がどのような運用になるかとセットでこの防波堤の事業があると思っておりますが、何年ぐらい稼働することを見込んでこの事業は進んでいくのかについて、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

電源オークションにつきましては、今の脱炭素電源への新規の投資がなかなか進まないという中で新たに打ち出されました、巨額の投資について回収の見込みをきちんと明示し

た上でオークションにかけるという制度になっておりますので、ここでオークションに採用になれば投資が回収できることになっております。そういった中で、先ほどおっしゃったように、最終的には、水素であったり、アンモニアであったり、ゼロカーボンに向けた電源設備の整備に移行していくと認識はしておりますが、各企業がこういったスケジュールでこういったことをするかにつきましては各会社の御判断だと思っておりますので、詳細については、私どもが現段階では何とも言えないということです。

【委員】 承知しました。

ここで私たちが判断するのは、発電所が建設されるかどうか分からないが、建設されるときには防波堤が必要なので、事業としては必要という仮の判断ということになるでしょうか。建設するというか、稼働ですね。2050年という、すぐ近い話だろうと思っているので。

【事務局】 そういった意味では、既に関西電力は用地の取得をしておりますし、その用地に対して、建物等が建つための地盤改良も実施しております。加えまして、私どもが実施しています防波堤の整備についても、半分の約110億円を投資されております。そういったことも踏まえたと、あくまで電源計画を前提として進んでいるということと、それに対して、企業として、2050年のカーボンニュートラルに向けてどうするかは、今、関西電力が考えられているのではないかと考えております。

【委員】 承知しました、なかなか難しい状況は変わらないと思っておりますが、御説明ありがとうございました。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございました。

確かに先生がおっしゃったとおり、難しい話ですが、今のところは令和14年度の運転開始が十分に見込まれているので、防波堤建設も始める必要があるということでもよろしいですよ。ただし、万が一の計画変更が起こり得るので、もしそういうことになれば、できるだけ早く再評価していくということでもよろしいでしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【委員長】 若干不確実な話ですが、火力発電所と防波堤の建設がセットであり、発電所の建設見込みも十分にあるということなので、この条件で判断するしかないと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、和歌山下津港北港地区エネルギー港湾整備事業ですが、当委員会に提出され

た資料、説明の範囲において、おおむね適切であり対応方針（原案）のとおり事業継続ということで判断させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

【委員長】 では、事業継続ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、先ほどの国道161号関連の3件の道路事業ですが、それについての質問に対する御回答において、修正をさせていただきたい点がござひますので、よろしいでしょうか。

【事務局】 お時間いただきまして申し訳ござひません。先ほど、事業の必要性に関する事業の整備効果、交通安全の確保の観点のところ、資料の10ページでござひますが、委員よりワイヤーロープの点で御質問いただいた件です。今回の一体評価の3事業の箇所につきましては、現在ワイヤーロープは設置してござひません。一部161号の志賀バイパス区間について、令和2年度より順次整備を進めているという点で説明の訂正をさせていただきたいということです。

もう1つ、私の説明の中で、ワイヤーロープを飛び越えてという説明をしましたが、ワイヤーロープを飛び越えるような事故で対面の衝突という事例は発生してござひませんので、その点、訂正をさせていただきたいと思ひます。

お時間をいただきまして、すいませんでした。

【委員長】 ありがとうございます。

先生の御質問に対する回答ですが、よろしいでしょうか。おそらく、先生の御趣旨は、十分な安全対策をしていただきたいということが含まれていると思ひます。今後の安全対策をしっかりお願いいたします。また、この修正によって、先ほどの事業継続に関する結論が変わるようなものではないと私は判断しておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、事業継続ということは変わりませんが、安全対策については、正しい情報に修正いただき、今後の課題も見えてきたということで、一旦終了とさせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

「一括審議」

(反訳省略)

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただきました4件ですが、一括して御質問と御意見をいただきたいと思えます。御意見、御質問等がございましたらよろしくお願ひします。特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この4件に関しての審議結果について今からお諮りさせていただきたいと思ひます。一件一件、確認させていただきたいと思ひます。

まずは、大和川水系直轄河川改修事業ですが、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり事業継続とすることが妥当と判断されるといたしますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、事業継続ということでお願ひします。

次に、紀の川総合水系環境整備事業につきましても、当委員会に提示された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり事業継続とすることが妥当と判断させていただきます。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【委員長】 ありがとうございます。

引き続きまして、淀川総合水系環境整備事業につきましても、当委員会に提出された説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針案のとおり事業継続とすることが妥当と判断いたしますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【委員長】 それでは、最後に、4件目ですが、淀川河川公園につきましても、当委員会に提出された資料説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり事業継続とすることが妥当と判断されるといたします。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【委員長】 ありがとうございます。

それでは、一括審議案件も全て事業継続と結論づけさせていただきます。

本日の議論につきましては以上でございますが、委員の皆様、ありがとうございました。

一旦事務局にマイクをお返しいたします。

【事務局】 長時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございました。

ただいま本日の議事録を作成しておりますので、少しでもお時間を頂戴できればと思います。また、詳細な議事録につきましては、後日取りまとめの上、公表する予定としておりますので、併せて御了承いただければと思います。ただいま内容を確認しておりますので、いましばらくだけお待ちいただければと思います。

(反訳省略)

【委員長】 それでは、議事録（速報版）について確認をお願いいたします。今日はたくさんございますので、まとめて9件で確認させていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日御審議いただきました9件につきまして、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針（原案）のとおり全て事業継続することが妥当と判断されるという内容になっております。この議事録（速報版）について、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、議事録（速報版）につきまして、映し出されている資料のとおり確認させていただきました。

ほかに委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

【事務局】 議事録の確認も含めまして、御審議いただきましてどうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第4回の事業評価監視委員会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —